

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、ブリスベン、ゴールドコーストを含む南東部クイーンズランド州におけるマスク着用等の一部規制を1週間延長（7月23日（金）午前6時から7月30日（金）午前6時まで延長）

2021年7月22日
在ブリスベン総領事館

●ブリスベン、ゴールドコーストを含む南東部クイーンズランド州におけるマスク着用等の一部規制を1週間延長

1 7月22日（木）、クイーンズランド（QLD）州政府は、明23日（金）午前6時までの予定であった南東部QLD州11地方行政区（ブリスベン（Brisbane）、モートンベイ（Moreton Bay）、イプスウィッチ（Ipswich）、ローガン（Logan）、レッドランズ（Redlands）、サンシャインコースト（Sunshine Coast）、ヌーサ（Noosa）、サマセット（Somerset）、ロッキヤーバレー（Lockyer Valley）、シニックリム（Scenic Rim）及びゴールドコースト（Gold Coast））に対する以下のマスク着用等の一部規制を、現下の感染状況を踏まえ、7月30日（金）午前6時まで1週間延長する旨発表しました。

- ・自宅から屋外へ出る際は必ずマスクを着用しなければならない。
- ・着席での飲食時のみマスクを外すことができる。
- ・過去14日の間に、上記南東部11地方行政区に滞在したすべての者は、同行政区以外に滞在する場合もマスク着用が求められる。

なお、上記南東部11地方行政区以外は、マスクの着用は義務ではなく推奨となりますが、空港内及びQLD州発着の国内線・国際線機内でのマスク着用は引き続き義務となりますので、ご注意ください。

2 また、その他の規制（集会、屋内施設、病院・高齢者介護居住施設・障がい者支援宿泊施設、屋内結婚式、屋内葬式、屋内イベント、入場券が必要な施設、セルフサービス飲食店に関する制限）については、7月23日（金）午前6時から制限を緩和され、上記南東部11地方行政区についても、QLD州の他の地域と同様に、以下の規制措置がとられます。

（1）集会：自宅においては100名まで。屋外公共スペースは制限なし。

（2）屋内施設：2平方メートル当たり1名、または入場券による座席指定着席施設では最大定員の入場可能（レストラン、カフェ、パブ、社交クラブ、博物館、美術館、礼拝施設、コンベンションセンター等）かつCOVID安全チェックリスト※の利用・掲示が必要

- ・(ホステル、B&B、短期賃貸を含む) 商業宿泊施設では2平方メートル当たり1名
- ・屋内遊戯施設では2平方メートル当たり1名、かつ COVID 安全チェックリスト※の利用・掲示が必要

※ <https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/covid-safe-checklist-for-restricted-businesses>

(3) 病院、高齢者介護施設、障がい者支援施設：濃厚接触者であるか、感染多発地域乃至州外感染確認場所に滞在したすべての者は、QLD 州内の病院、高齢者介護居住施設、または障がい者支援宿泊施設を訪問してはならない。

(4) 屋内結婚式：2平方メートル当たり1名、200名、または入場券による座席指定着席施設では最大定員（このうち最も多い人数）。

・屋内外ともに2平方メートル当たり1名の密度制限の下、すべての出席客がダンス可能。

(5) 屋内葬式：2平方メートル当たり1名、200名、または入場券による座席指定着席施設では最大定員（このうち最も多い人数）。

(6) 屋内イベント：2平方メートル当たり1名または入場券による座席指定着席施設では最大定員、かつ※COVID安全チェックリストの利用・掲示が必要。

※ <https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/covid-safe-events>

(7) 入場券が必要な施設：入場券による座席指定着席施設では最大定員（劇場、生演奏、映画館、屋内スポーツ、大学及び高等教育機関等）。

(8) 競技場：入場券による座席指定着席施設で、2万人以上収容の競技場では、75%までに入場を制限。

・観戦中は、着席時を含めマスクの着用が求められる。なお、飲食時のみマスクを外すことができるが、必ず着席が求められる。

(9) セルフサービス飲食店：制限無し。

○本件に関する COVID-19 特設サイト（英文のみ）

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

○州保健省 Twitter（英文のみ）

<https://twitter.com/qlhealthnews/status/1418028860113756163>

3 感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触（close contacts）、偶発接触（casual contacts）、低リスク接触（low risk contacts）のいずれも対象場所、日時が増えていますので、御注意下さい。

最新の感染接触注意喚起は、以下のとおりです（英文のみ）。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html